

# 令和4年度 岡垣町中小事業者等支援金

新型コロナウイルス感染症の影響等により、売上の急減に直面する町内事業者の事業継続を下支えするため、岡垣町独自の支援金を支給します。

## 支給対象

次のすべてに当てはまる中小法人または個人事業者

- 令和3年10月以前に開業または法人を設立している。
- 令和3年11月から申請日時点まで、岡垣町内に営業実態のある主たる事務所又は主たる店舗等を有している。
- 令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上高が、平成30年11月～令和3年3月の間の任意の同じ月の売上高と比べて、15%以上減少している。

※中小法人とは、中堅企業や中小企業を含む次のいずれかを満たす国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいいます。

- ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
- ②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

※福岡県感染拡大防止協力金（14期、15期）を受給している場合は、令和4年の売上高に含めてください。

※新規創業など前年等との比較ができない場合は、裏面の問い合わせ先へ問い合わせてください。

## 支給額

支給額の上限は以下のとおりです。

	売上減少率		
	15%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上
中小法人	上限 10 万円	上限 20 万円	上限 30 万円
個人事業者	上限 5 万円	上限 10 万円	上限 15 万円

※支給は1事業者につき1回のみとします。

※支給額は、「令和4年度岡垣町中小事業者等支援金申請要領」を参考に計算してください。

## 提出方法

必要書類を郵送または窓口へ持参してください。

●受付期間 令和4年7月1日（金）～令和5年2月28日（火）

●受付時間 午前9時～午後5時

※窓口は平日のみ開設しています。

※郵送の場合は受付期間最終日の消印有効です。

## 提出書類

国の「事業復活支援金」の受給の有無や、事業の形態により提出する書類が異なります。詳しくは「令和4年度岡垣町中小企業者等支援金申請要領」を確認してください。

## 注意事項

●申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合は、支援金を返還いただくほか、法的責任を問われることがあります。

●支援金の支給は、対象事業者ごとに1回のみとします。

●提出書類が不足した場合、または提出書類で要件を確認できない場合は、追加資料の提出をお願いする場合があります。

## 問い合わせ

●岡垣町おかがきPR課 商工観光係

〒811-4233

岡垣町野間一丁目1番1号 岡垣町役場本館1階

電話番号 093-282-1211（代表）

ファクス 093-282-0277